

都幾川村・玉川村

合併協定書調印式

平成 1 7 年 3 月 5 日

玉川村中央公民館 2 階

次 第

- 1 開 式
- 2 経過報告
- 3 合併協定書調印
- 4 立会人署名
- 5 両村長あいさつ
- 6 来賓祝辞
- 7 閉 式

合併協議の取組と経緯

1 これまでの経過

年 月 日	内 容
平成15年 3月 3日	比企地域8市町村で第1回「比企地域任意合併協議会」を開催
3月28日	第2回「比企地域任意合併協議会」を開催
4月15日	第3回「比企地域任意合併協議会」を開催
5月21日	第4回「比企地域任意合併協議会」を開催 2町が、法定合併協議会設置議案の6月定例会提出困難の旨を表明 「比企地域任意合併協議会」を解散
7月22日	比企地域3町3村で第1回「比企地域3町3村合併研究会」を開催
8月 6日	第2回「比企地域3町3村合併研究会」を開催
8月27日	第3回「比企地域3町3村合併研究会」を開催
10月 2日	第4回「比企地域3町3村合併研究会」を開催
11月 5日	第5回「比企地域3町3村合併研究会」を開催
11月26日	埼玉県知事へ合併重点支援地域の指定等の要望書を提出
12月 1日	比企地域3町3村で「比企地域3町3村合併協議会」を設置
12月 5日	第1回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
12月12日	「まちづくりに関する住民アンケート」の実施
平成16年 1月21日	第2回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
2月20日	第3回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
3月18日	第4回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
4月21日	第5回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
5月20日	第6回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
6月24日	第7回「比企地域3町3村合併協議会」を開催
7月13日	滑川町が住民投票の結果を受けて、協議会からの離脱を表明
7月22日	第8回「比企地域3町3村合併協議会」を開催 協議会の廃止を確認
8月31日	「比企地域3町3村合併協議会」を廃止

平成16年10月18日	「2村合併に関する住民アンケート」の実施
11月1日	都幾川村、玉川村で「都幾川村・玉川村合併協議会」を設置
11月12日	第1回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
11月24日	第2回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月13日	第3回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
12月21日	第4回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
平成17年1月26日	第5回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催 すべての協定項目の協議を終了
2月17～19日	4会場で「合併に関する住民説明会」を実施
2月24日	第6回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催
3月5日	合併協定書調印式

2 今後の予定

年 月 日	内 容
平成17年 3月	2村議会に合併関連議案提出、議決
	埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出
7月	埼玉県議会による合併についての議決
8月	総務大臣による合併についての官報告示
平成18年 2月 1日	新町発足

都幾川村・玉川村合併協定書

1 合併の方式

合併の方式については、比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年2月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「ときがわ町」とする。

4 新町の事務所の位置

- (1) 新町の事務所の位置は、比企郡玉川村大字玉川2490番地（現在の玉川村役場）とする。
- (2) 現在の都幾川村役場は、新町に分庁舎とする。

5 新町建設計画

新町建設計画は、別添の「新町建設計画」に定めるとおりとする。

新町建設計画の添付は、省略します。

6 地域自治組織の取扱い

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会、同法第5条の5に規定する地域自治区及び同法第5条の8に規定する合併特例区は、新町において設置しないものとする。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4に規定する地域自治区の設置については、新町において検討する。

- (3) 各地域の均衡ある発展及び地域住民の連帯の強化を住民と協働で推進するため、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤の特別職として、参与を置くことができる。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新町の議会の議員の定数については、16人とする。
- (2) 議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例は適用しない。
- (3) 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新町に一つの農業委員会を置く。
- (2) 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6か月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。
- (4) 在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13人とし、選挙区は設けないこととする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。

10 地方税の取扱い

(1) 個人市町村民税

均等割の税率については、標準税率の3,000円とする。

所得割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

特別徴収、普通徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

(2) 法人市町村民税

均等割、法人税割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

減免については、合併時に再編する。

(3) 固定資産税

税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

(4) 軽自動車税

税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

納期については、合併時に統合する。

減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

(5) 市町村たばこ税

税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

(6) 鉱産税

税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

課税免除については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

(7) 特別土地保有税

徴収猶予分については、新町に引き継ぐ。

(8) 入湯税

税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

課税免除については、合併時に再編する。

徴収方法については、2村で同一のため、現行のとおりとする。

11 財産の取扱い

2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

12 特別職の職員の身分の取扱い

(1) 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。

人数及び任期については、各法令の定めるところによる。

報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。

(2) 行政委員（農業委員会委員を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。

(3) 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。

両村に設置されているものについては、合併時に再編する。

2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものについては、合併時に統合する。

人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。

- (4) その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。
- (5) 新町の町長の職務執行者については、2村の長が別に協議して定める。

13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- (3) 合併後逐次制定し、施行させるもの

14 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新町の事務組織及び機構については、合併時までには再編する。
- (2) 事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。

15 一部事務組合等の取扱い

- (1) 都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村交通災害共済組合、彩の国さいたま人づくり広域連合については、2村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。

16 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。
- (2) 占用料については、原則として合併時に再編する。
- (3) 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

17 公共的団体等の取扱い

共通の目的を持ち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

18 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。

- (1) 2村で同一あるいは、同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。
- (2) 2村独自の補助金等については、従来経緯、実績を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合又は廃止の方向で調整する。

19 字名の取扱い

字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。

20 慣行の取扱い

- (1) 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。
- (2) 名誉村民制度については、新町において再編する。
- (3) 村長の主催する儀式（行事）については、新町において再編する。

21 行政区（行政連絡機構）の取扱い

- (1) 区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。
- (2) 行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。

22 各種事務事業の取扱い

22-1 人権政策事業の取扱い

- (1) 国連 10 年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。
- (2) 同和対策（行政・教育）基本方針については、合併後、速やかに再編する。
- (3) 人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。

22-2 女性政策事業の取扱い

男女共同参画計画に関することは、合併後、速やかに再編する。

22-3 電算システム事業の取扱い

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- (1) 住民情報システムについては、合併時に統合する。
- (2) 住民情報システム以外のシステムについては、各事務事業の一元化作業により調整を図る。

22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱い

- (1) 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。
- (2) 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会については、合併時に再編する。

22-5 広報広聴事業の取扱い

- (1) 広報紙については、月 1 回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。
- (2) ホームページについては、合併時に再編する。
- (3) 要覧については、合併後 1 年を目途に再編する。
- (4) 村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

22-6 国際交流、広域交流事業の取扱い

- (1) 国際交流に関する事務の負担金については、合併時まで調整する。
- (2) 海外派遣事業については、合併後、速やかに再編する。

22-7 消防、防災事業の取扱い

(1) 消防事業

2 村に設置されている消防団については、合併時に再編する。

(2) 防災事業

地域防災計画については、合併後、速やかに策定する。なお、策定までの間は、2 村の計画により運用する。

防災会議については、合併時に再編する。

災害対策本部については、合併時に再編する。

防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後、段階的に再編する。

防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後、速やかに再編する。

22-8 交通対策事業の取扱い

- (1) 鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。
- (2) バスの運行については、合併後、速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- (3) 交通安全計画については、合併後、速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。

22-9 住民窓口業務の取扱い

- (1) 各種証明書発行については、合併時に再編する。
- (2) 窓口延長については、合併時に再編する。
- (3) 郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。
- (4) 電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

22-10 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険税

納期については、7月から2月の8期とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

仮算定については、合併年度限りで廃止する。

税率については、合併翌年度当初に再編する。

最高限度額については、現行のとおりとする。

軽減措置については、現行のとおりとする。

減免措置については、合併時に再編する。

(2) 国民健康保険基金

基金については、すべて新町に引き継ぐ。

高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の90%とし、合併時に再編する。

出産費資金貸付については、限度額を見込額の80%とし、合併時に再編する。

(3) 短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。

(4) 国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。

(5) 出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。

(6) 国民健康保険保健事業

検診等相違のある事業については、合併時に再編する。

保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。

(7) 国民健康保険の一部負担金の減免措置については、現行のとおりとする。

22-11 介護保険事業の取扱い

(1) 第2期介護保険事業計画については、合併翌年度当初に再編する。

(2) 介護保険料の賦課及び納期

第2期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。

第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。

(3) 介護認定審査会については、現行のとおりとする。

(4) 介護システムについては、合併翌年度当初に再編する。

22-12 保健、医療事業の取扱い

(1) 予防接種については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

- (2) 乳幼児及び母子に関する事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に再編する。
- (3) 基本健康診査については、平成 19 年度当初に再編する。
- (4) がん検診については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、平成 19 年度当初に再編する。
- (5) その他の検診については、平成 19 年度当初に統合又は再編する。
- (6) 老人保健機能回復訓練事業については、合併時に統合する。
- (7) 個別リハビリ相談については、現行のとおりとする。
- (8) 健康教育、健康相談等については、合併時に統合又は再編する。
- (9) 腹部超音波検診については、現行のとおりとする。
- (10) よい歯のコンクールについては、現行のとおりとする。
- (11) 訪問指導については、合併時に再編する。
- (12) 精神保健福祉事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。
- (13) 地区組織活動については、新町に引き継ぐものとする。

22-13 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 障害児(者)生活サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (2) 障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (3) 障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。
- (4) 身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併後、速やかに再編する。
- (5) 重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (6) 重度心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。

- (7)重度心身障害者医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- (8)障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定する。
- (9)身体障害者診断書料補助事業については、現行のとおりとする。

22-14 高齢者福祉事業の取扱い

- (1)高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。
- (2)高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (3)配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (4)在宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

22-15 児童福祉事業の取扱い

- (1)児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- (2)児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- (3)特別児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- (4)父子手当支給事業については、合併時に廃止する。
- (5)乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- (6)児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
- (7)ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- (8)児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。
- (9)青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。
- (10)次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。
- (11)児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。
- (12)出産祝い金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

22-16 保育事業の取扱い

- (1) 放課後児童対策事業については、平成 19 年度当初に再編する。
- (2) 家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (3) 特別保育補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- (4) 保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。
- (5) 公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

22-17 ごみ処理事業の取扱い

- (1) 廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。
- (2) ごみの搬出、収集体制については、合併後、速やかに再編する。
- (3) 粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。
- (4) 指定ごみ袋制度については、現行のとおりとする。
- (5) ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。
- (6) 集団資源回収事業については、合併時に再編する。
- (7) 一般廃棄物収集運搬許可については、合併時に再編する。

22-18 環境対策事業の取扱い

- (1) 環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。
- (2) 環境審議会については、合併後、速やかに再編する。
- (3) 公害防止協定については、合併時に再編する。
- (4) 地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。
- (5) 土砂等による土地の埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。

22-19 農林水産業振興事業の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。
- (2) 米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。

(3) 森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。

22-20 商工、観光事業の取扱い

- (1) 融資制度については、合併時までには再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。
- (2) 利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。
- (3) 商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。
- (4) 観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。
- (5) 祭り・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。

22-21 勤労者、消費者関連事業の取扱い

- (1) 勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。
- (2) 消費生活相談については、現行のとおりとする。

22-22 道路、河川事業の取扱い

- (1) 道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。道路新設、改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。
- (2) 河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。
- (3) 地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。

22-23 都市計画事業の取扱い

- (1) 都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。
- (2) 都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。

22-24 水道事業の取扱い

- (1) 水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、水道使用証明手数料については、合併時に2村の証明手数料に合わせる。
- (2) 後野^{うしろの}地区簡易給水施設については、合併後上水道事業に編入する。
- (3) 西ノ沢^{にしのみさわ}簡易水道、大野^{おおの}簡易水道、七重^{ななえ}簡易水道については、合併後、再整備を進める。

22-25 下水道事業等の取扱い

- (1) 浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。
- (2) 浄化槽市町村整備推進事業施設使用料及び分担金については、現行のとおりとする。
- (3) 浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度については、合併時に再編する。

22-26 学校教育事業の取扱い

- (1) 教育委員に関することについては、合併時に再編する。
- (2) 学校の施設整備計画については、合併時まで各小中学校の現状を把握し、合併後、現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。
- (3) 奨学資金については、合併時まで再編する。
- (4) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に再編する。
- (5) 特殊教育児童生徒の就学補助については、合併時に再編する。

- (6) 遠距離通学費補助については、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区域の見直しに併せて検討する。
- (7) 小・中学校通学区域設定に関することについては、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せ通学区域の見直しを行う。
- (8) 語学指導助手に関することについては、合併時に再編する。
- (9) スクールバスの管理運営に関することについては、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後新町において、通学区域の見直しと併せて検討する。
- (10) 就園奨励費援助については、合併時まで再編する。
- (11) 私立幼稚園園児保護者補助金については、合併時まで再編する。
- (12) 学校給食の実施については、合併翌年度当初に統合する。
- (13) 給食会計については、合併後、速やかに統合する。

22-27 生涯学習事業の取扱い

- (1) 生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。
- (2) 生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。
- (3) 生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。
- (4) 社会教育委員については、合併時に再編する。
- (5) 社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (6) 成人式については、合併後、速やかに再編する。
- (7) 芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。

- (8) 同和教育をはじめとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容については、合併後、速やかに再編する。
- (9) 体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (10) スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (11) 体育指導委員については、合併時に再編する。
- (12) 体育祭事業については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (13) 生涯スポーツ大会については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (14) 社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。
- (15) 公民館設置運営については、合併時に再編する。
- (16) 公民館運営審議会については、合併時に再編する。
- (17) 公民館事業開催業務については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (18) 図書館の設置運営については、合併時に再編する。

22-28 文化財保護事業の取扱い

- (1) 文化財保護審議会については、合併時に再編する。
- (2) 国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- (3) 指定文化財保存事業への補助金については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- (4) 行政文書の収集、整理、保存については、合併後、速やかに再編する。
- (5) 博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。

22-29 コミュニティ事業の取扱い

コミュニティ協議会に関することについては、合併後、速やかに統合する。

比企郡都幾川村及び同郡玉川村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき設置された「都幾川村・玉川村合併協議会」において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年3月5日

都幾川村長 大 澤 堯

玉川村長 関 口 定 男

特別立会人
埼玉県知事 上 田 清 司

立会人
都幾川村議会議長 岩 田 鑑 郎

立会人
玉川村議会議長 前 田 典 利